

平成 27 年 11 月
防 衛 省

標準的な官職を定める省令の一部改正について

標準的な官職を定める省令（平成 26 年防衛省令第 9 号）本則の表 1 の項第 2 欄の改正は、自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 398 号）の施行に伴い、部局又は機関等として掲げられている「海洋業務群司令部」を「海洋業務・対潜支援群司令部」に改正するものです。

今回の改正は、「海洋業務群」の名称が「海洋業務・対潜支援群」に変わることに伴うものであり、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 20750）